

2023年12月11日
教職課程センター

東北学院大学 教職課程の自己点検・評価実施のための基本方針

教職課程を置く大学では、教育職員免許法施行規則第22条の8により、教職課程の質を向上していくために教職課程の活動を自ら点検・評価し、その結果にもとづいて改善・向上を図るとともに、その結果を広く公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が求められている。本学では、本基本方針にもとづき、本学の教員養成の目標及び計画に照らした取り組みを自己点検・評価し、教職課程の水準を維持・向上させていく。

1 教職課程の自己点検・評価の目的

本学の教員養成の目標及び計画に照らした取り組みを自ら点検・評価し、教職課程の水準を維持・向上させていくことを目的として行う。

2 教職課程の自己点検・評価の実施体制

教職課程の自己点検・評価は、東北学院大学教職課程センター内の教職課程を設置する各学部・各学科から選出された委員で組織する運営委員会の下に置く自己点検・評価担当小委員会が実施する。

3 教職課程における自己点検・評価の方法

自己点検・評価担当小委員会は、一般社団法人全国私立大学教職課程協会作成の「『教職課程 自己点検・評価報告書』作成の手引き」に記載された基準領域等（「教職課程の現況及び特色」、「基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み」、「基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援」、「基準領域3 適切な教職課程カリキュラム」）を参照しながら、本学教職課程に関する現状分析をとおして自己点検・評価を実施し、その結果及び改善策を『教職課程 自己点検・評価報告書』としてまとめる。

4 教職課程の自己点検・評価項目

一般社団法人全国私立大学教職課程協会「『教職課程 自己点検・評価報告書』作成の手引き」に記載の以下の基準領域および基準項目を参照しつつ、自己点検・評価を実施する。

- 1 基準領域1：教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み
基準項目 1-1 教職課程教育に対する目的・目標の共有
基準項目 1-2 教職課程に関する組織的工夫
- 2 基準領域2：学生の確保・育成・キャリア支援
基準項目 2-1 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保・育成
基準項目 2-2 教職へのキャリア支援
- 3 基準領域3：適切な教職課程カリキュラム
基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施
基準項目 3-2 実践的指導力養成と地域との連携

5 教職課程の自己点検・評価の結果

教職課程の自己点検・評価の結果及び改善策は、教職課程センター運営委員会及び所員会議の審議による承認をもって決定し、全学の点検・評価委員会に報告する。

6 結果の取り扱い

教職課程センターは教職課程を置く学部・学科と自己点検・評価結果を共有し連携・協力を図りながら教職課程の質の向上に取り組んでいく。また、教職課程の運営の可視化と社会的責任を果たすために自己点検・評価の結果を東北学院大学教職課程センターウェブサイトにて公開する。